



秋田県公報

目 次

告示	ページ
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(六八六・長寿社会課).....	1
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(六八七・長寿社会課).....	3
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(六八八・長寿社会課).....	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(六八九・長寿社会課).....	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(六九〇・長寿社会課).....	5
救急病院等でなくなった医療機関(六九一・六九二・医務薬事課).....	6
救急病院の認定(六九三・医務薬事課).....	6
土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(六九四・都市計画課).....	7
(訪問介護)	

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇五二二六二四	訪問介護「わかば」	由利本荘市石脇字田尻野七番地の三	池田ライフサポート&シス テム株式会社	平成十七年七月一日
〇五七〇二二二七六三	グリーンケア虹訪問介護	秋田市外旭川堂ノ前百七十四番一	株式会社グリーンケア虹	平成十七年八月一日
〇五七〇七二二七〇三	指定訪問介護事業所さわやかサポ ート	湯沢市愛宕町三丁目一番九号	特定非営利活動法人ファミ ユ	平成十七年八月一日

告 示

開発行為に関する工事の完了(六九五・北秋田地域振興局建設部).....	7
公告	
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....	7
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一一二).....	7
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一一三).....	9
政治団体の解散の届出(一一四).....	11
政治団体の収支に関する報告書(一一五).....	12
公職の候補者の資金管理団体の届出(一一六).....	13
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一一七).....	14
政治団体の収支に関する報告書(一一八).....	14
人事委員会公告	
平成十七年度秋田県職員採用試験公告.....	14

秋田県告示第六百八十六号
 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。
 平成十七年八月九日
 秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇八二二七一九	ショートステイウオームハート	大仙市刈和野字愛宕町十七番一	社会福祉法人ウオームハート	平成十七年八月一日
〇五七〇二二二七三〇	ショートステイ色えんびつ	秋田市茨島四丁目五番十号	有限会社夢紡	平成十七年八月一日
〇五七〇八二二七八四	ありすの街ショートステイ	大仙市強首字上野台二十三番地十八	社会福祉法人柏仁会	平成十七年八月一日
〇五七〇八二二六〇二	ショートステイさんぼみち中仙	大仙市長野字太田袋一番地一	有限会社グループホームさんぼみち	平成十七年六月十五日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日

(短期入所生活介護)

〇五七〇八二二七二七	デイサービスセンターハートフル刈和野	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	社会福祉法人ウオームハート	平成十七年八月一日
〇五七〇二二二七五五	グリーンケア虹デイサービスセンター	秋田市外旭川堂ノ前百七十四番一	株式会社グリーンケア虹	平成十七年八月一日
〇五七〇八二二七九二	ありすの街デイサービスセンター	大仙市強首字上野台二十三番地十八	社会福祉法人柏仁会	平成十七年八月一日
〇五七〇二二二六六四	老人デイサービスコリウス	秋田市仁井田字大野百七十四番三	有限会社コリウス	平成十七年七月十五日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日

(通所介護)

(痴呆対応型共同生活介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇八二二六一〇	グループホームさんぼみち中仙	大仙市長野字太田袋一番地一	有限会社グループホームさんぼみち	平成十七年六月十五日
〇五七〇五二二六三二	グループホーム田園	由利本荘市岩城富田字根本十番地二十二	社会福祉法人久盛会	平成十七年七月一日
〇五七〇八二二六四四	グループホームすまいる中仙	大仙市下鷲野字大谷百五十一番地	有限会社県南看護婦家政婦紹介所	平成十七年七月一日
〇五七二二二二六七八	グループホーム松峰園	山本郡峰浜村水沢字下カッチキ台四十一番地五十八	有限会社松峰園	平成十七年七月十五日

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇九〇〇〇四三	アイリスケアセンター鹿角	鹿角市花輪字上花輪二百十二番地一の二	株式会社ニチイ学館	平成十七年七月一日
〇五七〇六一二六八九	OGA福祉用具レンタルセンター	男鹿市船川港船川字栄町七番地の二	有限会社夏井家具店	平成十七年七月十五日

秋田県告示第六百八十七号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
-----------	-----	-------	-------	-----------

〇五七〇八五二〇五五	ト 特別養護老人ホームウオーム八一	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	ト 社会福祉法人ウオーム八一	平成十七年八月一日
〇五七〇八五二〇六三	特別養護老人ホームありすの街	大仙市強首字上野台二十三番地十八	社会福祉法人柏仁会	平成十七年八月一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日

秋田県告示第六百八十八号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、
 次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、

公示する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七〇七二二七四五	指定居宅介護支援事業所さわやかサポート	湯沢市愛宕町三丁目一番九号	ト 特定非営利活動法人ファミ	平成十七年八月一日
〇五七〇五二〇八九一	株式会社虹の街本荘営業所	由利本荘市八幡下百五十八番地一	株式会社虹の街	平成十七年八月一日
〇五七二〇二二七七二	有限会社サクセスケアプランセンターおかげさん	潟上市昭和久保字虹川境一番地十三	有限会社サクセス	平成十七年八月一日
〇五七〇八二二八〇〇	ありすの街ケアプランセンター	大仙市強首字上野台二十三番地十八	社会福祉法人柏仁会	平成十七年八月一日
〇五七〇二二二六九八	コリウス居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字大野百七十四番三	有限会社コリウス	平成十七年七月十五日
〇五七二二二二五三一	あに社協居宅介護支援事業所	北秋田市阿仁銀山字上新町七十一番地一	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会	平成十七年七月一日

秋田県告示第六百八十九号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺田典城

（所在地を変更した指定訪問介護事業者）

介護保険事業者番号 〇五七〇四〇五七五三	名 称 大館市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	所 在 地	変更前 大館市内字大出百三十五番地	変更後 大館市三ノ丸百三番地四	変更年月日 平成十七年六月二十日
		所 在 地	変更前 大館市三ノ丸百三番地四	変更後 大館市池内字大出百三十五番地	

（名称を変更した指定福祉用具貸与事業者）

介護保険事業者番号 〇五七二六〇八四四六	名 称 企業組合労協センター事業団大仙地域福祉事業所きょうわ	所 在 地	変更前 日本労働者協同組合連合会センター事業団秋田事業所ワーカーズコープきょうわ	変更後 大仙市協和境字野田三十番地一	変更年月日 平成十七年四月一日
		所 在 地	変更前 大仙市協和境字野田三十番地一	変更後 大仙市協和境字野田三十番地一	

秋田県告示第六百九十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺田典城

（訪問入浴介護）

介護保険事業者番号 〇五七二七〇三八五八	名 称 指定訪問入浴介護事業所白寿園	所 在 地 平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七	事 業 者 大森町	廃止年月日 平成十七年六月三十日
-------------------------	-----------------------	-------------------------------	--------------	---------------------

〇五七二七〇三二七〇	社会福祉法人大雄村社会福祉協議会 会指定訪問入浴介護事業所	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	社会福祉法人大雄村社会福祉協議会	平成十七年六月三十日
------------	----------------------------------	----------------	------------------	------------

(訪問看護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五六〇九九〇一六〇	鹿角市訪問看護ステーション	鹿角市花輪字下花輪五十	鹿角市	平成十七年三月三十一日

(福祉用具貸与)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五七〇二〇六〇九四	株式会社虹の街能代営業所	能代市字通町五番二号	株式会社虹の街	平成十七年六月三十日

秋田県告示第六百九十一号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による次の救急診療所が救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	救急診療所でなくなった年月日
亀谷外科医院	美郷町野中字田沢三番地	平成十七年七月二十二日

秋田県告示第六百九十二号

秋田県告示第六百九十三号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	救急病院でなくなった年月日
雄勝中央病院	湯沢市表町三丁目三番十五号	平成十七年七月三十一日

秋田県告示第六百九十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による

り、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月九日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡二十五	平成二十年七月三十一日

秋田県告示第六百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、能代都市計画事業東能代駅前地区土地区画整理事業施行者能代市代表者能代市長豊澤有兄から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十七年七月二十日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十七年四月二十七日付け指令北建一九二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
泉繁夫後援会	後藤 豊治	斉藤 章次郎	仙北郡美郷町六郷字白山二十二番地五	平成十七年七月一日
金谷道男後援会	高橋 茂	出原 武郎	大仙市太田町中里字二十町百二番地一	"
遠藤啓治後援会	高橋 英二	佐藤 忠博	湯沢市三梨町字樽木二百二番地	平成十七年七月四日

平成十七年八月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大館市片山字中通六番地二
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市松木字大上百二十二番一、百二十二番二及び百二十四番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、北秋田郡鷹巣町綴子土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年八月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成十七年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

佐藤功平後援会	齋藤久一後援会	兼子富市後援会	深澤重俊後援会	佐藤昇後援会	加藤昭悦後援会	佐藤竹夫後援会	樋渡哲男後援会	信田勇一後援会	佐藤昇悟後援会	齊藤孝一後援会	ながせ良孝後援会	元気な新横手を創る会	小笠原つねお後援会	武内竹蔵後援会	佐藤しげる後援会	畠山清昭後援会
佐藤功平	齋藤久一	兼子賢一	深澤清助	伊藤武雄	加藤昭悦	齊藤正彦	清水川平左工門	信田和己	菊地正男	齊藤昌	永瀬良孝	永瀬良孝	中川輝彦	貴俵久	石沢英夫	渡邊明
佐藤幸一	沓沢富夫	兼子敏夫	藤原吉一	桜庭光之	齊藤一雄	小松義明	森田陽一	草薙幸隆	佐藤信一	齊藤義孝	佐々木公一郎	永瀬均	畑山忠	武内良悦	佐々木周一郎	伊藤力三子
湯沢市川連町字大館三十五番地一	湯沢市駒形町字八面村尻十九番地	湯沢市皆瀬字二ツ石百番地一	平鹿郡平鹿町樽見内字堀田百七十八番地	湯沢市天王字北野百十一番地一	湯沢市三梨町字林田百六十二番地	由利本荘市石脇字竜巻十二番地	平鹿郡山内村大沢字下長瀬十九番地三	大仙市豊岡字谷地三十一番地	平鹿郡大森町八沢木字塚須沢二百六十番地	大仙市神宮寺字金葛百二十三番地	〃	横手市婦気大堤字婦気二十二番地一	平鹿郡雄物川町今宿字出向百八十番地	平鹿郡平鹿町浅舞字林崎五十三番地一	平鹿郡山内村土淵字二瀬八番地二	由利本荘市中田代字石田坂八十三番地
〃	〃	平成十七年七月二十五日	〃	〃	平成十七年七月二十二日	平成十七年七月二十一日	〃	〃	平成十七年七月十五日	平成十七年七月十四日	〃	〃	平成十七年七月十三日	平成十七年七月十一日	平成十七年七月八日	平成十七年七月六日

秋選管告示第百十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十七年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

佐藤利吉後援会	佐藤 貞雄	伊藤 多郎兵衛	湯沢市皆瀬字湯元百番地一	平成十七年七月二十七日
---------	-------	---------	--------------	-------------

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内 容	
自由民主党仁賀保町支部	主たる事務所の所在地 由利郡仁賀保町両前寺字山田下十四番地	斎藤 敏洋	平成十七年七月二十八日
	代表者 金子 真一	柴田 文雄	
		竹内 睦夫	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	内 容	
秋田県農協政治連盟	代表者 澁川 喜一	菅原 稔	平成十七年七月一日
秋田県農協政治連盟秋田ふるさと支部	代表者 木村 一男	鈴木 昭夫	"
秋田県農協政治連盟新あきた支部	会計責任者 金持 善雄	三浦 武志	"
赤川堅一郎後援会	代表者 大山 武	佐藤 慶一郎	平成十七年七月四日
秋田県農協政治連盟秋田おばこ支部	代表者 藤村 正喜	澁川 喜一	"

	小松栄治後援会		秋田県看護連盟		佐藤隆盛後援会		高橋大後援会	横山ただなが後援会	秋田県農協政治連盟秋田やまもと支部		千葉健後援会		生駒重孝後援会	畠山富勝後援会	豊島健悦後援会	門脇一男後援会	
代表者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	政治団体の名称	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地
和田寛	宮原萬芳	大仙市刈和野二百二十七番地	大信田 由紀子	秋田県看護連盟	佐々木 隆美	進藤 豊和	高橋 邦夫	由利郡象潟町字才の神二十番地三十一	畠山 隆俊	米 森 萬壽美	鈴木 達郎	三浦 圭光	佐々木 幸知	川 端 博文	豊島 良子	福原 信男	大仙市太田町太田字新田熊野堂閣下二百二十一番地五
菊地隆一	伊藤 昭男	大仙市刈和野字本町二十七番地一	石川 鋭子	日本看護連盟秋田県支部	齊藤 毅	加藤 益人	高橋 春實	由利郡象潟町大砂川字菅七番地	渡辺 俊吉	袴田 一憲	高橋 亮光	高橋 和雄	斉藤 長治	鎌田 照雄	豊島 健悦	小松 良男	大仙市太田町芥内字段の腰百三十番地
	"		平成十七年七月十九日		平成十七年七月十四日		平成十七年七月十二日	"	平成十七年七月十一日		"		平成十七年七月六日	"	"		平成十七年七月五日

秋選管告示第百十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月九日

その他の政治団体
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
市民本位の秋田市政をつくる会	平成十七年六月三十日	平成十七年七月四日
豊島健悦後援会	平成十六年十二月二十日	平成十七年七月五日

とみつか俊朗後援会	代表者	加藤 清良	佐々木 敏雄	〃
柿崎みきお後援会	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	平鹿郡平鹿町浅舞字福田二百二十二番地	平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞二百三十三番地	平成十七年七月二十九日
みのり川信英後援会	代表者	高貝 久遠	大山 利吉	平成十七年七月二十六日
橋本五郎後援会	代表者	豊嶋 明	高橋 重晴	〃
大橋ひで後援会	代表者	伊藤 九	出雲 英治	平成十七年七月二十五日
小松勘一郎後援会	代表者	阿部 武美	長谷山 誠明	平成十七年七月二十一日
税理士による野呂田芳成後援会	代表者	山條 明	小笠原 久治	〃
菊地隆二郎後援会	会計責任者	菊地 隆二郎	菊地 隆一	平成十七年七月二十日

生駒重孝後援会	平成十七年四月一日	平成十七年七月六日
五城目町金田勝年後援会	平成十七年六月三十日	平成十七年七月七日
後藤昌伸後援会	平成十七年六月三十日	平成十七年七月十一日
長谷川キクノ後援会	平成十七年七月一日	〃
相馬紘平後援会	平成十七年七月十三日	平成十七年七月十五日
石川信一後援会	平成十七年七月十日	平成十七年七月二十二日

小松義正後援会	平成十七年三月三十一日	平成十七年七月二十五日
吉田光明後援会	平成十七年七月五日	平成十七年七月二十七日
若さと清潔な田代を創る会	平成十七年七月九日	"

秋選資金規正法第十五条
 政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づ
 いてその取組を公表する。
 平成十七年八月九日

秋田県選挙権者数調査結果報告書 田 中 世 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 市民本位の秋田市政をつくる会

報告年月日 平成17年7月4日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

個人からの寄附

合 計

【寄附の内訳】

個人からの寄附

その他の寄附

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費
事務所費

合 計

政治団体の名称 生駒重孝後援会

報告年月日 平成17年7月6日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 吉田光明後援会

報告年月日 平成17年7月27日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

個人からの寄附

合 計

【寄附の内訳】

個人からの寄附

その他の寄附

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

備品・消耗品費

事務所費

合 計

政治団体の名称 若さと清潔な田代を創る会
 報告年月日 平成17年7月27日

80,000円
80,000円
80,000円

187,441円
187,441円
0円

0円

65,696円
30,465円
35,231円

65,696円

35,231円
35,231円

35,231円
35,231円

65,696円
7,000円
10,295円
17,282円
31,119円
65,696円

65,696円

ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 寄附 個人からの寄附 合 計 [寄附の内訳] 個人からの寄附 その他の寄附 合 計 (イ) 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 事務所費 合 計 収入及び支出のない団体 その他の政治団体		20,623円 14,259円 6,364円 20,623円 6,364円 6,364円 6,364円 6,364円 6,364円 20,623円 6,019円 14,604円 20,623円
政治団体の名称	豊 田 市 田	

豊島健悦後援会	平成17年7月5日
五城田町金田勝年後援会	平成17年7月7日
後藤昌伸後援会	平成17年7月11日
長谷川ケウノ後援会	"
相馬紘平後援会	平成17年7月15日
石川信一後援会	平成17年7月22日
小松義正後援会	平成17年7月25日

秋選管告示第百十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の
 規定に基づき、告示する。
 平成十七年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	
		名 称	主たる事務所の所在地
永瀬 良 孝	横手市長 （候補者になる うとする者）	ながせ良孝後援会	横手市婦気大堤字婦気二十二番地一
加藤 昭 悦	湯沢市議会議員 （現職）	加藤昭悦後援会	湯沢市三梨町字林田百六十二番地
斎藤 久 一	湯沢市議会議員 （候補者になる うとする者）	斎藤久一後援会	湯沢市駒形町字八面村尻十九番地
	代表者氏名		届出年月日
	永瀬 良 孝		平成十七年七月十三日
	加藤 昭 悦		平成十七年七月二十二日
	斎藤 久 一		平成十七年七月二十五日

佐藤 功 平	湯沢市議会議員 (候補者になる うとする者)	佐藤功平後援会	湯沢市川連町字大館三十五番地一	佐藤 功 平	平成十七年七月二十五日
--------	------------------------------	---------	-----------------	--------	-------------

秋選管告示第百十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				主たる事務所 の所在地	所在地	
高橋 幸 晴	大仙市議会 議員 (現職)	高橋こうせい後援会	主たる事務所 の所在地	新	旧	平成十七年七月二十五日
御法川 信 英	衆議院議員 (現職)	経済調査会	会計責任者	岩 田 秀 孝	大 山 利 吉	平成十七年七月二十六日

秋選管告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、
政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その数値を公表する。
平成十七年八月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 平成17年7月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
平成16年分
その他の政治団体

政治団体の名称 和泉嘉郎後援会
報告年月日 平成17年7月6日
ア 収入・支出の総額
(ア) 収入総額
前年からの繰越額

本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
平成15年分	
その他の政治団体	
政治団体の名称 和泉嘉郎後援会	
報告年月日 平成17年7月6日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	0円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

人事委員会公告

平成17年度秋田県職員採用試験公告
人事委員会規則4-5(職員任用)第8条第1項の規定により、採用試験について

て次のとおり公告する。
平成17年8月9日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度
大学卒業程度試験（職務経験者採用）
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政	2	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。

- 3 給与
初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定する。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。
- 4 受験資格
次の1及び2の要件を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び現に秋田県職員である者は、受験できない。
（1）昭和46年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
（2）民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上有る者（平成18年3月31日までに5年に達する見込みの者を含む。）
- 5 試験の実施日、場所及び方法等
（1）第1次試験
ア 実施日
平成17年10月16日（日）
イ 場所
秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
ウ 方法
大学卒業程度の教養試験及び論文試験を行う。

ただし、論文試験の評価は第2次試験で行う。
工 合格者の発表
平成17年10月21日（金）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- （2）第2次試験
ア 実施日及び場所
平成17年11月12日（土）及び13日（日）に、秋田市において行う。
イ 方法
第1次試験合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。
- （3）資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- （4）最終合格者の発表
平成17年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- 6 採用の方法及び予定時期
（1）方法
最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、民間企業等における職務経験年数が平成18年3月31日までに5年に達する見込みの最終合格者で、平成18年3月31日までに職務経験年数が5年に達することができなかった者は、採用候補者名簿から削除される。
（2）予定時期
平成18年4月以降
- 7 受験手続
（1）受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。
（2）受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。
（3）申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成17年8月16日（火）から同年9月2日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成17年 9 月 2 日(金) までの消印のあるもの
に限り、受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市
山王四丁目 1 番 2 号 電話018(860)3253)に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(018)8766000
FAX(018)8766005
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社